



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *66 和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則 (監察査察課) 2
- *67 職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則 (人事課) 2
- *68 和歌山県税規則の一部を改正する規則 (税務課) 2
- *69 和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則 (福祉保健総務課) 3
- *70 和歌山県指定難病審査会規則 (健康推進課) 3
- *71 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (") 4

○ 告示

- 1580 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課) 4
- 1581 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課) 10
- 1582 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課) 10
- 1583 稲原西土地改良区の解散 (農業農村整備課) 11
- 1584 県営中山間総合農地防災事業の工事の完了 (") 11
- 1585 農用地利用配分計画の認可 (経営支援課) 11
- 1586 " (") 12
- 1587 保安林予定森林 (森林整備課) 12
- 1588 保安林の指定施業要件変更予定 (") 12
- 1589 和歌山県の海洋生物資源の保存管理に関する計画の一部変更 (資源管理課) 13
- 1590 公共測量の実施 (技術調査課) 13
- 1591 道路の供用開始 (道路保全課) 13
- 1592 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 13
- 1593 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (") 14
- 1594 " (") 14

○ 選挙管理委員会告示

- 138 政治団体の届出事項の異動の届出 15
- 139 政治団体の解散の届出 16
- 140 政治団体の収支報告書の要旨 16
- 141 政治団体の設立の届出 17
- 142 資金管理団体の届出 17
- 143 平成25年和歌山県選挙管理委員会告示第106号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正 17
- 144 平成26年和歌山県選挙管理委員会告示第116号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正 18
- 145 政治団体の収支報告書の要旨 18

○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課).....	18
〃	(〃).....	19
〃	(〃).....	19
○ 正誤		
平成26年11月7日付け和歌山県報第2606号目次中	 19

規 則

和歌山県規則第66号

和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則

和歌山県職員倫理規則(平成19年和歌山県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第14条中「特別職職員及び管理職員(以下「特別職職員等」という。)」を「職員」に、「特別職職員等の」を「職員の」に改め、「当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において特別職職員等であった場合に限り、かつ、」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第14条の規定は、この規則の施行の日以後に受けた贈与等又は支払を受けた報酬について適用する。

和歌山県規則第67号

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則(昭和42年和歌山県規則第22号)の一部を次のように改正する。

本則中「平成26年3月1日」を「平成27年3月1日」に改める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

和歌山県規則第68号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則(昭和25年和歌山県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第5条の3の4第1号中「独立行政法人をいう」の次に「。第4号において同じ」を加え、「第40条の8第1項」を「第40条の9第1項」に、「第40条の8第2項」を「第40条の9第2項」に改め、同条に次の1号を加え

る。

(4) 県内に主たる事務所を有しない独立行政法人であつて、賦課期日現在において県内に医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院を開設するものに対する寄附金

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第5条の3の4の改正規定（「第40条の8第1項」を「第40条の9第1項」に、「第40条の8第2項」を「第40条の9第2項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 改正後の第5条の3の4第4号の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成27年1月1日以後に支出する同号に掲げる寄附金について適用する。

和歌山県規則第69号

和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

和歌山県社会福祉審議会規則（平成12年和歌山県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項の表母子保健部会の項を次のように改める。

母子保健部会	母子保健法(昭和40年法律第141号)第7条に規定する母子保健に関する事項
--------	---------------------------------------

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

和歌山県規則第70号

和歌山県指定難病審査会規則を次のように定める。

平成26年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県指定難病審査会規則

(組織)

第1条 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第8条第1項の指定難病審査会（以下「審査会」という。）は、委員6人以内で組織する。

(会議)

第2条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員は、書面をもって、議決権を行使することができる。

5 前項の規定により議決権を行使するものは、第2項及び第3項の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

和歌山県規則第71号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和62年和歌山県規則第83号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を次のように改める。

（小児慢性特定疾病審査会の組織）

第4条 法第19条の4第1項の小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）は、委員4人以内で組織する。

（小児慢性特定疾病審査会の会議）

第5条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、緊急の必要があり、審査会の会議を招集する暇のない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の内容を記載した書面を審査会の各委員に回付し、賛否を問い、審査会の会議に代えることができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1580号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 愛媛県宇和島市丸穂甲1064番地2

氏名 株式会社ダイニチ

代表取締役 玉留一

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県海南市冷水字大谷325番地15号

名称 海南シーフードセンター

(3) 特定施設に関する事項

別表1-1から1-9までのとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成26年12月26日から平成27年1月16日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南市役所

別表1-1

種 類	第3号イ 水産動物原料処理施設		第3号イ 水産動物原料処理施設	
	通常	最大	通常	最大
基 数	1		1	
能 力	15-20匹/分		15-20匹/分	
工事着手予定年月日	許可後		許可後	
工事完成予定年月日	許可後		許可後	
使用開始予定年月日	許可後		許可後	
使用時間間隔	6:00-12:00, 18:00-24:00		6:00-12:00, 18:00-24:00	
1日当たりの使用時間	4時間		4時間	
使用の季節的変動	なし		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常	最大	通常	最大
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	900	1350	900	1350
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	200	300	200	300
浮遊物質 (SS) (mg/L)	200	300	200	300
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex) (mg/L)	80	120	80	120
窒素含有量 (T-N) (mg/L)	70	110	70	110
燐含有量 (T-P) (mg/L)	10	20	10	20
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量 (m ³ /日)	4.85	6.31	4.85	6.31

別表1-2

種 類	第3号イ 水産動物原料処理施設		第3号イ 水産動物原料処理施設	
	通常	最大	通常	最大
基 数	1		1	
能 力	20-60匹/分		40匹/分	
工事着手予定年月日	許可後		許可後	
工事完成予定年月日	許可後		許可後	
使用開始予定年月日	許可後		許可後	
使用時間間隔	6:00-12:00, 18:00-24:00		6:00-12:00, 18:00-24:00	
1日当たりの使用時間	6時間		4時間	
使用の季節的変動	なし		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常	最大	通常	最大
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	900	1350	900	1350
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	200	300	200	300

浮遊物質量 (SS)	(mg/L)	200	300	200	300
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex)	(mg/L)	80	120	80	120
窒素含有量 (T-N)	(mg/L)	70	110	70	110
燐含有量 (T-P)	(mg/L)	10	20	10	20
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量	(m ³ /日)	0.18	0.23	2.40	3.12

別表1-3

種 類	第3号イ 水産動物原料処理施設		第3号イ 水産動物原料処理施設	
	通常	最大	通常	最大
基 数	1		1	
能 力	15-20匹/分		15-20匹/分	
工事着手予定年月日	許可後		許可後	
工事完成予定年月日	許可後		許可後	
使用開始予定年月日	許可後		許可後	
使用時間間隔	6:00-12:00, 18:00-24:00		6:00-12:00, 18:00-24:00	
1日当たりの使用時間	4時間		4時間	
使用の季節的変動	なし		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常	最大	通常	最大
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	900	1350	900	1350
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	200	300	200	300
浮遊物質量 (SS) (mg/L)	200	300	200	300
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex) (mg/L)	80	120	80	120
窒素含有量 (T-N) (mg/L)	70	110	70	110
燐含有量 (T-P) (mg/L)	10	20	10	20
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量 (m ³ /日)	2.40	3.12	2.40	3.12

別表1-4

種 類	第3号イ 水産動物原料処理施設		第3号イ 水産動物原料処理施設	
	通常	最大	通常	最大
基 数	1		1	
能 力	7-10匹/分		7-10匹/分	
工事着手予定年月日	許可後		許可後	
工事完成予定年月日	許可後		許可後	
使用開始予定年月日	許可後		許可後	
使用時間間隔	6:00-12:00, 18:00-24:00		6:00-12:00, 18:00-24:00	
1日当たりの使用時間	4時間		4時間	
使用の季節的変動	なし		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常	最大	通常	最大
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	900	1350	900	1350
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	200	300	200	300

浮遊物質 (SS)	(mg/L)	200	300	200	300
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex)	(mg/L)	80	120	80	120
窒素含有量 (T-N)	(mg/L)	70	110	70	110
リン含有量 (T-P)	(mg/L)	10	20	10	20
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量	(m ³ /日)	1.20	1.56	1.20	1.56

別表1-5

種 類	第3号口 洗浄施設		第3号イ 水産動物原料処理施設	
	基 数	能 力	通常	最大
基 数	1		2	
能 力	10枚/90秒		魚類2,250kg/日・台	
工事着手予定年月日	許可後		許可後	
工事完成予定年月日	許可後		許可後	
使用開始予定年月日	許可後		許可後	
使用時間間隔	14:00-15:00, 2:00-3:00		6:00-14:00, 18:00-2:00	
1日当たりの使用時間	2時間		12時間	
使用の季節的変動	なし		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常	最大	通常	最大
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	900	1350	900	1350
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	200	300	200	300
浮遊物質 (SS) (mg/L)	200	300	200	300
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex) (mg/L)	80	120	80	120
窒素含有量 (T-N) (mg/L)	70	110	70	110
リン含有量 (T-P) (mg/L)	10	20	10	20
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量 (m ³ /日)	0.60	0.77	14.4	18.72

別表1-6

種 類	第3号イ 水産動物原料処理施設		第3号口 洗浄施設	
	基 数	能 力	通常	最大
基 数	2		1	
能 力	魚類2,250kg/日・台		魚類4,500kg/日・台	
工事着手予定年月日	許可後		許可後	
工事完成予定年月日	許可後		許可後	
使用開始予定年月日	許可後		許可後	
使用時間間隔	6:00-14:00, 18:00-2:00		6:00-12:00, 18:00-24:00	
1日当たりの使用時間	12時間		12時間	
使用の季節的変動	なし		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常	最大	通常	最大
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	900	1350	900	1350
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	200	300	200	300

浮遊物質量 (SS)	(mg/L)	200	300	200	300
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex)	(mg/L)	80	120	80	120
窒素含有量 (T-N)	(mg/L)	70	110	70	110
燐含有量 (T-P)	(mg/L)	10	20	10	20
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量	(m ³ /日)	14.4	18.72	7.2	9.36

別表1-7

種 類	第3号ロ 洗浄施設		第3号イ 水産動物原料処理施設	
	1		2	
基 数	1		2	
能 力	魚類4,500kg/日・台		魚類2,250kg/日・台	
工事着手予定年月日	許可後		許可後	
工事完成予定年月日	許可後		許可後	
使用開始予定年月日	許可後		許可後	
使用時間間隔	6:00-12:00, 18:00-24:00		6:00-14:00, 18:00-2:00	
1日当たりの使用時間	12時間		12時間	
使用の季節的変動	なし		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常	最大	通常	最大
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	900	1350	900	1350
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	200	300	200	300
浮遊物質量 (SS) (mg/L)	200	300	200	300
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex) (mg/L)	80	120	80	120
窒素含有量 (T-N) (mg/L)	70	110	70	110
燐含有量 (T-P) (mg/L)	10	20	10	20
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量 (m ³ /日)	7.2	9.36	14.4	18.72

別表1-8

種 類	第3号イ 水産動物原料処理施設		第3号イ 水産動物原料処理施設	
	2		1	
基 数	2		1	
能 力	魚類2,250kg/日・台		魚類2,250kg/日・台	
工事着手予定年月日	許可後		許可後	
工事完成予定年月日	許可後		許可後	
使用開始予定年月日	許可後		許可後	
使用時間間隔	6:00-14:00, 18:00-2:00		6:00-14:00, 18:00-2:00	
1日当たりの使用時間	12時間		12時間	
使用の季節的変動	なし		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常	最大	通常	最大
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	900	1350	900	1350
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	200	300	200	300

浮遊物質量 (SS)	(mg/L)	200	300	200	300
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex)	(mg/L)	80	120	80	120
窒素含有量 (T-N)	(mg/L)	70	110	70	110
リン含有量 (T-P)	(mg/L)	10	20	10	20
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量	(m ³ /日)	14.4	18.72	7.2	9.36

別表1-9

種 類		第3号イ 水産動物原料処理施設	
基 数		1	
能 力		15-20匹/分	
工事着手予定年月日		許可後	
工事完成予定年月日		許可後	
使用開始予定年月日		許可後	
使用時間間隔		10:00-12:00	
1日当たりの使用時間		2時間	
使用の季節的変動		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値		通常	最大
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)		5.8-8.6	5.8-8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD)	(mg/L)	900	1350
化学的酸素要求量 (COD)	(mg/L)	200	300
浮遊物質量 (SS)	(mg/L)	200	300
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex)	(mg/L)	80	120
窒素含有量 (T-N)	(mg/L)	70	110
リン含有量 (T-P)	(mg/L)	10	20
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量	(m ³ /日)	0.72	0.94

別表2

種 類 及 び 型 式		硝化液循環活性汚泥処理式排水処理施設			
構 造		鉄筋コンクリート製			
主 要 寸 法		W13.9m×L21.05m×H8.05m			
能 力		170m ³ /日			
汚水等の処理方式		硝化液循環活性汚泥処理方式			
工事着手予定年月日		既設			
工事完成予定年月日		既設			
使用開始予定年月日		既設			
使用時間間隔		連続			
1日当たりの使用時間		24時間			
使用の季節的変動		なし			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)		5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6

生物化学的酸素要求量 (BOD)	(mg/L)	900	80	1350	110
化学的酸素要求量 (COD)	(mg/L)	200	50	300	60
浮遊物質 (SS)	(mg/L)	200	90	300	110
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex)	(mg/L)	80	20	120	30
窒素含有量 (T-N)	(mg/L)	70	30	110	40
リン含有量 (T-P)	(mg/L)	10	6	20	8
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量	(m ³ /日)	140	140	170	170

別表3

		排水口No. 1	
		通常	最大
排出水の量 (m ³ /日)		142	174.2
排出水の汚染状態	水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	5.8-8.6	5.8-8.6
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	78	107
	化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	49	59
	浮遊物質 (SS) (mg/L)	88	108
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex) (mg/L)	20	30
	窒素含有量 (T-N) (mg/L)	30	40
	リン含有量 (T-P) (mg/L)	6	8
	大腸菌群数 (個/cm ³)	0	<3000

和歌山県告示第1581号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成27年2月16日まで縦覧に供する。

平成26年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成26年12月16日

2 名称

特定非営利活動法人WISC

3 代表者の氏名

那須賢二

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市吉田778番地

5 定款に記載された目的

この法人は、日本泳法ならびに、泳ぎ全般に興味の有る方のため、日本泳法の普及、伝承、初心者指導及び生涯活動として水を楽しむための事業を行い、我が国独自の水泳文化を広く普及することに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1582号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等

として、次のものを平成26年12月16日指定した。

平成26年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
雑誌	実話BUNKA超タブー vol.5	05376-01	コアマガジン
月刊誌	実話ナックルズ 1月号	04877-1	ミリオン出版
月刊誌	CIRCUS MAX 1月号増刊 vol.15	04100-01	KKベストセラーズ
月刊誌	実話BUNKAタブー 1月号	05375-01	コアマガジン
月刊誌	裏モノJAPAN 1月号	01805-01	鉄人社
コミック	麗人 1月号	09613-1	竹書房
コミック	ayaアヤ 1月号	18815-01	宙出版
コミック	恋愛白書パステル 1月号	19625-01	宙出版
月刊誌	黄金のGT 1月号	12259-01	晋遊舎
月刊誌	BLACKBOX VOL.98	17843-1	マイウェイ出版
月刊誌	エキサイティングマックス! 1月号	02091-1	ぶんか社

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第1583号

稲原西土地改良区は、平成26年12月26日解散したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第3項の規定により公告する。

平成26年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1584号

県営中山間総合農地防災事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事業名 県営中山間総合農地防災事業 恋野地区
- 2 確定年月日 平成21年3月3日
- 3 工事を完了した時期 平成26年11月27日

和歌山県告示第1585号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成26年12月16日に認可した。

平成26年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第4号	西牟婁郡上富田町岩崎字野田53-34外1筆

和歌山県告示第1586号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成26年12月16日に認可した。

平成26年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第5号	日高郡日高川町和佐字下新田773外3筆

和歌山県告示第1587号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 海南市下津町引尾字大藪420、字夏切1314
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大藪420（次の図に示す部分に限る。）、字夏切1314（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局地域振興部林務課並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1588号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成26年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡高野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局地域振興部林務課並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1589号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を平成26年12月12日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成26年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

変更後の計画に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課、海草振興局地域振興部企画産業課、有田振興局地域振興部企画産業課、日高振興局地域振興部企画産業課、西牟婁振興局地域振興部企画産業課及び東牟婁振興局地域振興部企画産業課に備え置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第1590号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山地方方法務局長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 作業の種類 公共測量(不動産登記法第14条第1項地図作成)

2 作業期間 平成26年12月12日から平成27年1月31日まで

3 作業地域 和歌山県和歌山市堀止西二丁目、西高松一丁目、今福二丁目及び堀止南ノ丁の一部

和歌山県告示第1591号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 伊都郡高野町大字高野山字千本楨19番1地先から同町大字高野山字桶谷20番1地先まで

供用開始の期日 平成26年12月26日

和歌山県告示第1592号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年12月26日

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 2 土砂災害警戒区域の名称
海老(467)
- 3 土砂災害警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項
次の図書のとおり
(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1593号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流及び急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
宇筒井川右支(7-424-2-059)、宇筒井川右支(7-424-2-060)、宇筒井川左支(7-424-2-061)、小川左支溪(7-424-2-063)、古座川小右支(7-424-2-004)、洞尾下谷(7-424-1-021)、古座川小右支(7-424-2-005)、洞尾上谷(7-424-2-046)、古座川小左支(7-424-2-047)、宇筒井(201)(Ⅱ-7395)、宇筒井(202)(Ⅱ-7396)、宇筒井(203)(Ⅱ-7400)、宇筒井(205)(Ⅱ-7401)、宇筒井(204)(Ⅱ-7402)、宇筒井(301)(Ⅲ-4314)、滝の拝・山手(Ⅰ-1811)、小川長(Ⅰ-1812)、小川(201)(Ⅱ-7412)、小川(202)(Ⅱ-7413)、小川(203)(Ⅱ-7419)、小川(204)(Ⅱ-7420)、小川(205)(Ⅱ-7521)、小川(206)(Ⅱ-7522)、小川(208)(Ⅱ-7525)、小川(207)(Ⅱ-7546)、小川(301)(Ⅲ-4320)、小川(302)(Ⅲ-4321)、小川101(Ⅱ-70059)、小川102(Ⅱ-70060)、立合(Ⅰ-1795)、立合(201)(Ⅱ-7474)、立合(302)(Ⅲ-4304)、立合(303)(Ⅲ-4305)、立合(304)(Ⅲ-4306)、立合(305)(Ⅲ-4307)、洞尾(201)(Ⅱ-7460)、洞尾(202)(Ⅱ-7461)、洞尾(203)(Ⅱ-7462)、洞尾(204)(Ⅱ-7541)、洞尾(205)(Ⅱ-7542)、洞尾(301)(Ⅲ-4299)、洞尾(302)(Ⅲ-4300)、洞尾(303)(Ⅲ-4301)、洞尾101(Ⅱ-70058)
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項
次の図書のとおり
(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1594号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」

という。)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

東手谷川右支溪(1-202-1-043-1)、東手谷川右支溪(1-202-1-043-2)、亀ノ川(1-202-2-033-1)、亀ノ川(1-202-2-033-2)、亀ノ川(1-202-2-033-3)、亀の川右支溪(1-202-2-034)、加茂川右支溪(1-301-1-022)、小松原川(1-301-1-023)、青枝川(1-301-1-041)、加茂川左支溪(1-301-1-042)、大窪(1)(I-669)、大窪(3)(I-3515)、大窪(4)(I-3526)、市坪(311)(III-1279)、市坪(312)(III-1280)、大窪(301)(III-1281)、大窪(302)(III-1282)、大窪(304)(III-1286)、次ヶ谷(202)(II-2245)、次ヶ谷(203)(II-2246)、次ヶ谷・ひや水(1)(I-415)、中船尾・西船尾(I-3456)、大窪(201)(II-90073)、大窪(202)(II-90074)、大窪(203)(II-90075)、小松原(2)(I-3533)、小松原(I-658)、市坪(301)(III-1237)、青枝(1)(I-2154)、青枝(3)(I-3534)、青枝(4)(I-3541)、青枝(201)(II-2339)、青枝(202)(II-2359)、青枝(303)(III-1268)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

東手谷川左支溪(1-202-1-044)、西手谷川(1-202-1-045)、亀の川右支溪(1-202-1-046)、亀ノ川(1-202-2-033-4)、青枝川右支溪(1-301-1-040)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第138号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年12月26日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
仁坂吉伸有田市後援会	主たる事務所	有田市古江見15 川口ビル1階	有田市千田327	平成26.11.14	政治団体	
自由民主党和歌山県看護連盟支部	主たる事務所	和歌山市太田4-11-18 リベラルパレス太田501	和歌山市西浜1014-27	平成26.11.20	政党	
浜田しんすけ後援会	主たる事務所	和歌山市直川612-5	和歌山市府中1011-82	平成26.11.21	政治団体	
和歌山蹊成会	主たる事務所	和歌山市直川612-5	和歌山市府中1011-82	平成26.11.21	政治団体	
和歌山市の明日を拓く会	主たる事務所	和歌山市直川612-5	和歌山市府中1011-82	平成26.11.21	政治団体	
石田真敏かつらぎ町後援会	会計責任者	赤阪岩男	大原清明	平成26.11.27	政治団体	
世耕弘成かつらぎ町後援会	会計責任者	赤阪岩男	大原清明	平成26.11.27	政治団体	
仁坂吉伸かつらぎ町後援会	会計責任者	赤阪岩男	大原清明	平成26.11.27	政治団体	
仁坂吉伸白浜後援会	主たる事務所	西牟婁郡白浜町3110	西牟婁郡白浜町堅田1385-11	平成26.12.1	政治団体	
片桐章浩後援会	代表者	仮屋智紀	堂脇三裕	平成26.12.2	政治団体	
仁坂吉伸後援会	主たる事務所	和歌山市南汀丁11番地 岡畑ビル1階	和歌山市北汀丁7 城西ビル	平成26.12.5	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第139号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年12月26日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
自由民主党熊野川支部	上野展央	平成26.11.16	平成26.11.18
きむらまさこ後援会	岡村はつ子	平成26.11.15	平成26.12.1

和歌山県選挙管理委員会告示第140号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成26年12月26日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政治団体の収支報告書(平成26年分)の要旨

(単位:円)

自由民主党熊野川支部

報告年月日 26.11.18

1 収入総額	219,973
前年繰越額	219,973
2 支出総額	0

きむらまさこ後援会

報告年月日 26.12.1

1 収入総額	0
2 支出総額	0

和歌山県選挙管理委員会告示第141号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年12月26日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
和歌山県介護政治連盟	土山憲一郎	和田吉男	東牟婁郡串本町二色160	平成 26.11.21
愛高会	榎徳二	榎徳二	伊都郡高野町高野山26-5	平成 26.12.3
がんばろう橋本の会	岡本安弘	丸山龍也	橋本市高野口町名古曾402番地	平成 26.12.3
谷しんすけ後援会	高垣典生	大川純矢	日高郡美浜町三尾1936-4	平成 26.12.5

和歌山県選挙管理委員会告示第142号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年12月26日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
榎徳二	高野町議会議員	愛高会	伊都郡高野町高野山26-5	榎徳二	平成 26.12.9

和歌山県選挙管理委員会告示第143号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成25年和歌山県選挙管理委員会告示第106号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成26年12月26日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

別冊の政治団体の収支報告書（平成24年分）の要旨【政党の支部】の表自由民主党和歌山県参議院選挙区第二支部の項中

「2 支出総額 39,441,589」を「2 支出総額 39,363,589」に、
 「政治活動費 11,177,912 を「政治活動費 11,099,912 に
 組織活動費 8,132,559」を 組織活動費 8,054,559」に
 訂正する。

和歌山県選挙管理委員会告示第144号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成26年和歌山県選挙管理委員会告示第116号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成26年12月26日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

別冊の政治団体の収支報告書（平成25年分）の要旨【政党の支部】の表自由民主党和歌山県参議院選挙区第二支部の項中

「1 収入総額 56,502,266 「1 収入総額 56,580,266
 前年繰越額 9,077,834 を 前年繰越額 9,155,834 に、
 本年收入額 47,424,432 を 本年收入額 47,424,432
 2 支出総額 44,303,339」 2 支出総額 44,184,939」
 「政治活動費 15,407,652 を「政治活動費 15,289,252 に
 組織活動費 9,239,065」を 組織活動費 9,120,665」に
 訂正する。

和歌山県選挙管理委員会告示第145号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書（平成25年分）を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成26年12月26日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の収支報告書（平成25年分）の要旨

（単位：円）

田嶋勝正後援会

報告年月日 26.11.17

1 収入総額	0
2 支出総額	0

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画生産緑地地区の変更

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画地区計画の変更（直川地区）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画地区計画の変更（直川地区（2））

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

正 誤

正 誤

平成26年11月7日付け和歌山県報第2606号目次中

ページ	行目	誤	正
1	下から 21	監査公表 21 号	監査公表第 21 号
	下から 20	監査公表 22 号	監査公表第 22 号